



経済産業省公認

全石協 news

◎令和 7 年度第 1 回理事会

(8 月 25 日(月) 15:00 ~ 17:00、オンライン)

1、令和 8 年度第 14 回通常総会開催について

- ・日時：令和 8 年 6 月 15 日(月)
- ・場所：東京・芝パークホテル

2、自治体に対して公営霊園での墓石・樹木葬購入の補助金の申請についての検討

一般消費者が墓石・樹木葬を購入するにあたって、一部の自治体の市営霊園で補助金が出るようにすることが出来ないかを調査中です。

現在、一部の自治体では、墓じまいに関して補助金や自治体が無償で撤去工事を行なっているケースが見られます。

【墓じまいの助成事例】

- ・東京都立霊園：原状回復義務の免除制度。移動する場合、立体式墓地に移転が可能
- ・千葉県市原市：合葬墓特例使用制度

3、「樹木葬まるわかりガイドブック」最終調整中

一般消費者に、樹木葬をわかりやすく、正しく、詳細に理解していただくために製作。お墓を購入される方にご覧いただく。お墓のカタチや埋葬等を A4 サイズ、8 ページで紹介。

4、みんなのお墓「墓じまい」広告のランディングページ

- ・みんなのお墓からの墓じまい案件のとりこみに活用
- ・経産省認可「全石協」墓じまい、改葬相談窓口の開設

※第 2 回理事会開催予定

日時：令和 7 年 11 月 17 日(月) 15 時～

場所：東京・芝パークホテル

◎ 今年度中に「無縁改葬後の墓石について」の周知も

「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」が公表

「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」（令和6〈2024〉年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金 行政政策研究分野 厚生労働科学特別研究）が7月30日に公表された。

この研究は一昨年（令和5年）9月13日、総務省が「墓地行政に関する調査 - 公営墓地における無縁墳墓を中心として - 」と題して発表した調査結果を元に、厚生労働省に対して「縁故者に係る情報を事前に把握する事例や、無縁改葬後の墓石の取扱いについて保管期間や処分の方針に係る事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うことを要請」したことによるものである。

無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と 課題解決のための調査研究

「結果と考察」

1) いつ、無縁と認識されるか

調査の結果、地方公共団体の場合、「承継の手続きがなされない」場合は、4.4年間、「滞納管理料の督促に応じない」場合は、5.0年間、「墓参の形跡が認められない」場合は、6.9年間を経た上で無縁の整理に着手されており、放置できない問題である。

2) いつ、墓理法施行規則第3条に拠る手続きに着手されるか

墓理法施行規則第3条の規定において、官報への公告に加えて、立札による「公告」が求められている。立札については「無縁墳墓について整理を行っている（行ったことがある）場合の約1割が「（反応があった）」と回答している。このことから、立札の大きさ等について十分な配慮が求められることが分かる。

3) 無縁改葬後の墓所区画の整理

①使用関係の解消

「公営墓地」の場合には、墓地使用权は行政財産の使用許可によるものである。その許可の取消しは行政の不利益処分にあたることから、聴聞（委員）会の開催などを経て、その許可を取り消す手を整備している自治体もある。「民営墓地」の場合、墓地使用契約解除乃至終了の意思表示は公示送達によることになるが（民法98条）これが行われたという事例は、今般の調査、報告書及びその他の関係資料においても見当たらない。また墓地使用契約の解除・終了により消滅する。

②墓所区画内「構築物」の整理

墓所区画内の墳墓施設である工作物等を如何に扱うかが問題になる。実態調査では、祭祀承継者であった者による所有権放棄の問題になる。実態調査では、祭祀承継者であった者が所有権を放棄した動産であり、撤去可能と考え、任意に処分しており、そのような処理に他者から異議を唱えられたことはなく、総務省報告書でも「（実地調査の結果）無縁改葬の実施後、墓石の所有権をめぐるトラブルが発生した例や墓石の返還を求められた例はみられなかった」という記載がある。

③無縁墳墓内の遺骨の取扱い

無縁改葬の対象となった遺骨が如何に適切に取扱われるか否かにより、無縁改葬後の問題化の帰趨が決まると考えられる。当該墓地に埋蔵されている遺骨は、たとえ祭祀を行う者がいなくても、死者を弔う意味で丁寧に扱わねばならないものであり、また、丁寧に扱うことが国民の宗教感情に合致することでもある。

研究代表者はオンライン講座「横田睦のぼちぼちサロン」でお馴染みの横田睦先生（公益社団法人全日本墓園協会専務理事）。「結果と考察」は左枠内のとおり（厚生労働科学研究成果データベースより）。

同研究では、令和6年9月から10月にかけて、地方公共団体（47都道府県、1,741市区町村）及び公益社団法人全日本墓園協会が把握している1ヘクタール以上の大規模な民営墓地（695カ所）を対象にアンケートを実施。縁故者に係る情報をあらかじめ把握することとしている地方公共団体・民営墓地の事例を収集し、以下の事項を調査した。

①把握の方法

②把握することとした理由

③把握の対象とする縁故者の範囲・人数

④把握する情報

⑤把握した情報の更新の有無及び更新する場合におけるその方法

⑥把握するに当たって留意している点

⑦把握したことによって得られた効果等

この結果を踏まえ、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課は、3月31日に「縁故者情報の事前把握に関する事例調査の結果」を地方自治体に送付。さらに総務省は、6月10日に「『墓地行政に関する調査 - 公営墓地における無縁墳墓を中心として - 』の結果に基づく通知に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要」を公表した。

総務省の概要では「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」と、厚労省の「縁故者情報の事前把握に関する事例調査の結果」の送付を踏まえ、厚生労働省が講じた改善措置状況として、次のように記載されている。

「無縁改葬後の墓石の取扱いについても、上記アンケート（前述のアンケート）により地方公共団体・民営墓地における事例を収集し、その根拠、考え方等を調査した。現在、同調査において把握した地方公共団体・民営墓地における取扱いの実態も踏まえつつ、無縁改葬後の墓石について考えられる対応を関係省庁の意見を参考にしながら整理しているところであり、令和7年中に、参考となる事例等とともに地方公共団体宛てに周知する予定である」

横田先生は、本概要に関して次のように話す。

「墓石等の所有権について、私的所有権で民法上の問題ですが、『実務上はこのような対応をすることが考えられる』というような一歩踏み込んだかたちのコミットメントが厚生労働省から出てくるであろうことが期待されます。ですから、今回の論文（「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」）は『有識者だけが集まってまた新しい論文ができました』では終わらない研究です」（「ぼちぼちサロン」第39回より）

墓石業界にとって「無縁墳墓」は無視できない問題であり、墓石の所有権についてはなおさらのこと。「令和7年中に、参考となる事例等とともに地方公共団体宛てに周知」される内容は大いに注目だ。

ここで紹介した「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」、「縁故者情報の事前把握に関する事例調査の結果」、「『墓地行政に関する調査 - 公営墓地における無縁墳墓を中心として - 』の結果に基づく通知に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要」は、ぜひご覧いただきたい。

※『月刊石材』2025年9月号（9月15日発行）より転載

※ 各資料は、下記のQRコードから閲覧できます



無縁墳墓の管理・改葬をめぐる
現状の把握と課題解決のための
調査研究



縁故者情報の事前把握に関する
事例調査の結果



「墓地行政に関する調査 -
公営墓地における無縁墳墓
を中心として - 」の結果に
基づく通知に対する改善措
置状況（1回目のフォロー
アップ）の概要

◎遺骨を自宅へ安置することについてのアンケート調査

【調査対象】全国 40 歳以上の男女

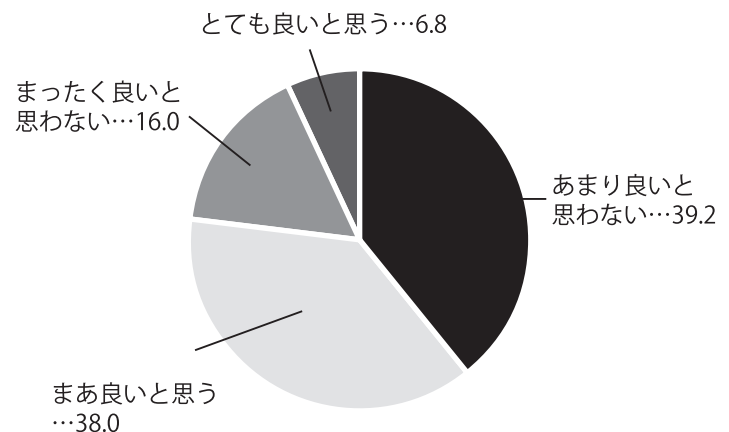
【調査期間】2025 年 9 月 1 日～2025 年 9 月 19 日 【調査方法】インターネット調査

【有効サンプル数】500 名

- ◇ 遺骨を自宅に置くことへの肯定的な回答 44.8%に対して、否定的な回答が 55.2%と上回る
- ◇ 遺骨を自宅で安置されている場所は、「仏壇の中」が 50.0%と半数を占める
- ◇ 遺骨を自宅で安置している理由は、「故人を身近に感じたい」(54.2%) が最も多かった

Q、遺骨を「自宅に置く」ことについてどう思いますか？

遺骨を自宅に置くことへの肯定的な回答 44.8%（「とても良いと思う…6.8%」、「まあ良いと思う…38.0%」）に対して、否定的な回答は 55.2%（「あまり良いとは思わない…39.2%」、「まったく良いとは思わない…16.0%」）と上回る結果となった。



※遺骨を「自宅に置く」ことについてのフリーアンサー

【肯定的な回答】

「故人を身近に感じられ、心の支えになる」、「日常的に供養や祈りができる」、「墓参りに行きづらい環境を補う方法として有効」、「分骨や一部を置くことに理解が広がっている」など

【否定的な回答】

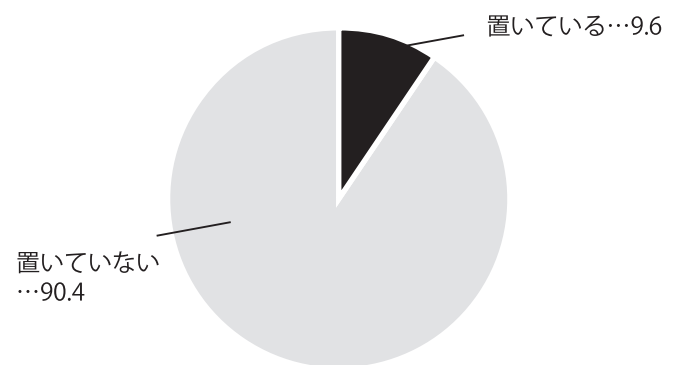
「『遺骨は墓に納めるべき』という宗教的・伝統的価値観」、「精神的に気持ちの整理がつきにくい」、「家に置いておくことに抵抗や怖さを感じる人もいる」、「スペースや次世代への継承負担が懸念」など

【中立・条件付き】

「家族や本人の自由に任せるべき」、「『四十九日や一周忌までなら』など期間限定なら理解できる」、「遺骨の一部だけを置くなら容認できる」など

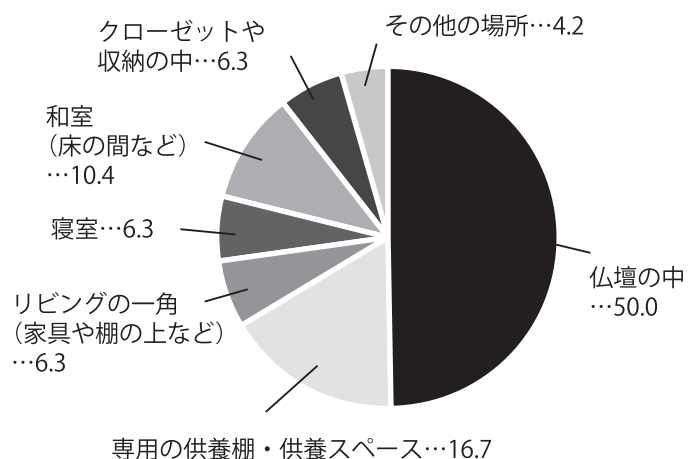
Q、現在、ご家族の遺骨を自宅に置いていますか？

今回の 500 名の内、遺骨をご自宅に安置されている方は 48 名 (9.6%)。



Q、現在、ご家族の遺骨を自宅のどこに安置していますか？（遺骨をご自宅に安置されている方 n:48）

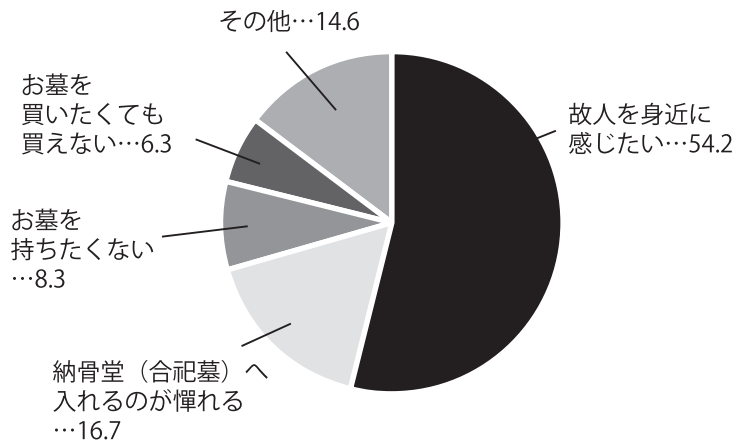
一番多かったのが、「仏壇の中」で 50.0%。「専用の供養棚・供養スペース」は 16.7%、「和室（床の間など）」は 10.4%と続く。



Q、遺骨を自宅に置きたいという理由は？

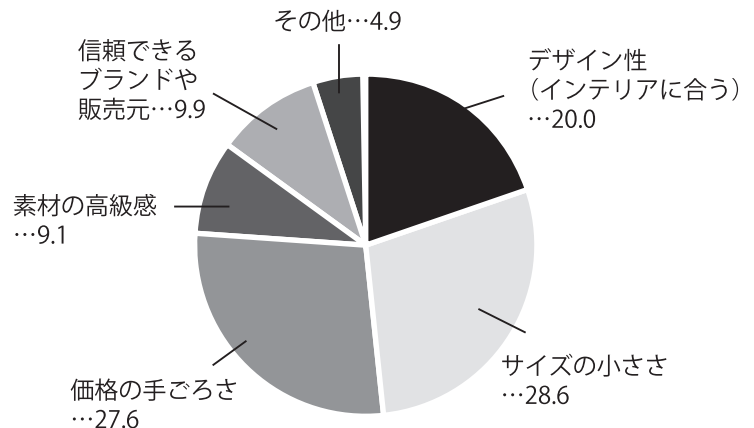
(遺骨をご自宅に安置されている方 n :48)

「故人を身近に感じたい」が54.2%と一番多く、「納骨堂（合祀墓）へ入れるのが憚れる」が16.7%と続く。「お墓を持ちたくない」が8.3%、「お墓を買いたくても買えない」が6.3%と、お墓がないという理由で、計14.6%となっている。



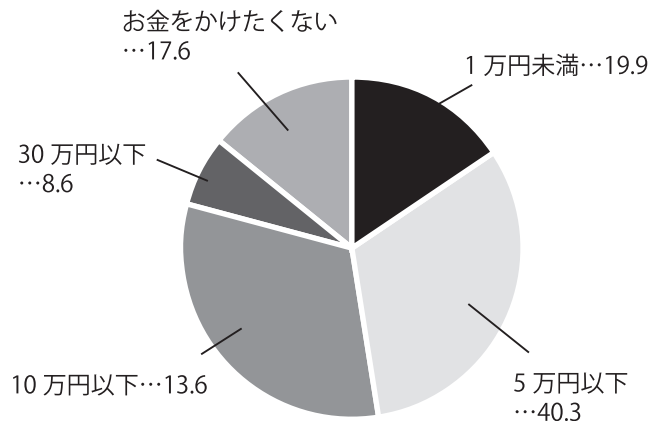
Q、自宅で遺骨を安置するための商品に求める点として当てはまるものは？（複数選択可）

1位は「サイズの小ささ（28.6%）」、2位「価格の手ごろさ（27.6%）」、3位「デザイン性（インテリアに合う。20.0%）」という結果となった。



Q、自宅供養にかけてもよいと思う費用感

「5万円以下」が40.3%で最も多く、「1万円未満」が19.9%、「お金をかけたくない」が17.6%と続く。



《まとめ》

遺骨を自宅に置くことについては否定的な意見が上回ったものの、半数に近い44.8%が肯定的な回答で、これまでの「遺骨はお墓へ納骨するもの」という既成概念を揺るがす結果となった。一方で、宗教的価値観や心理的負担から、遺骨を自宅へ置くことへの嫌悪感を持っていると捉えられる層も一定数存在。また、「人それぞれの自由」「一部のみ」「期間限定」といった柔軟な選択肢を認める傾向も強い。これらのことから、今後は供養の多様性を前提に、家族構成やライフスタイルに応じた選択肢が求められる。

以上、全石協は、消費者とその家族や親族が、お墓や散骨に求める供養のかたちで後悔することのないよう、お墓や散骨のお悩みごと全般を解決する「お墓の相談窓口（相談無料）」を開設しております。また、今後もお墓や散骨に関わる事業者が、正しい知識や情報を消費者へ提供できるよう努めてまいります。



経済産業省公認 20121004情第5号

全国石製品協同組合

お問い合わせ等は、☎ 03-5733-3776

〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目9番14号5F
FAX : 03-5733-3778 E-mai : info@zenseki.or.jp

<https://zenseki.or.jp/>